**＜地域商社を活用したローカルブランディング推進業務＞**

**令和５年度**

**＜実施目的＞**

　道北３振興局（上川・宗谷・留萌）管内で製造（生産）される地場産品を試験的に販売することで，販売戦略・商品開発等のマーケティング支援を行い，地域経済活性化の一助とする。

**＜実施主体＞**

（一財）道北地域旭川地場産業振興センター（以下、センターという。）

**＜実施場所＞**

　センター（道の駅あさひかわ売店）

**＜対象商品＞**

□道北３振興局（上川・宗谷・留萌）管内に事業所（住居）を置く企業，団体，個人が製 造・生産する加工食品や工芸品。

□当センターのテスト販売に出品したことがない商品。

□その他，センターが販路拡大に必要と認めた地場産品。

**＜応募資格＞**

□道北３振興局（上川・宗谷・留萌）管内の市町村及びセンター出捐団体等。

□道北３振興局（上川・宗谷・留萌）管内に事業所（住居）を置く，地場企業及び個人。

□通常販売に適応する製造・生産能力があること。

□商品開発、販路開拓に意欲的であること。

□センターからの求めに応じて，必要な書類の準備，データの提出が可能であること。

□インボイス制度登録業者であること、または、令和５年１０月までに登録予定であること。

□その他、センターが認めた地場企業及び個人。

**＜販売メリット＞**

□テスト販売期間中，道の駅あさひかわ売店にて，試食販売等を行い商品のＰＲすることができます。

□商品サンプルを提供していただければ，センターと交流のある全国道の駅等に商品を提案し，取引の機会を創出します。

□物産展等の催事に出品する場合があります。

□販売状況が良好な商品は，道の駅あさひかわ売店定番商品としての採用を検討します。

その際は，売店運営者「（一社）旭川物産協会」と別途取引契約を行っていただきます。

**＜販売条件＞**

□販売については，**委託販売**とします。（**交換可であること**）

□販売手数料をセンターに納めていただきます。（**掛率７０％以下**）

□食品衛生法の表示義務内容に対応できていること，ＰＬ（製造物責任）保険に加入され

ていること。

□インボイス登録制度（適格請求書発行事業者）の登録番号の提出

**＜実施期間＞**

□募集は、随時行います。

□募集・販売期間：令和５年４月２８日～令和６年２月２８日

**＜申込・問い合わせ先＞**

「テスト販売申込書」を下記宛にＦＡＸ，郵送等で提出してください。

〒０７０－８００４

旭川市神楽４条６丁目１－１２

（一財）道北地域旭川地場産業振興センター

地域商社機能推進業務

担当：黄野（こうの）・澤崎

　ＴＥＬ（０１６６）６１－２２８３　　ＦＡＸ（０１６６）６２－１９０３

**＜販売商品の決定＞**

□原則１社２品目までとします。但し, 特定品目・特定企業に偏らないよう考慮して決定しますので, 予めご了承願います。

**＊目的はテスト販売の為，以前採用された商品以外に限る。**

□冷蔵, 冷凍品, 生鮮野菜は, 不可（施設上の問題等）ですが，担当者までご相談ください。

**＜販売方法＞**

□販売方法は, 商品のセールスポイント等を表示し, お客様の目を引くようにします。

□販売ブース, 陳列方法等はセンターに一任していただきます。

**＜事業フロー図＞**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| セ  ン  タ  ｜ | 事業案内    　　　　　　　出品申請 | | 出  損  団  体  等 | 事業案内・募集    　参加申込み | | 地  場  企  業  ・  個  人 |
|  |
| 参加出品申込み  　審査・出品許可通知 | | | | |
|  | 商談・納品・販売・請求・支払 | | |  |